

東日本大震災における 動物保護活動報告(福島)

大倉弘二(環境省動物愛護管理室)



司会:続きまして、環境省動物愛護管理室・室長補佐大倉弘二様によります「福島での東日本大震災における動物保護活動報告」です。警戒区域内における犬猫の保護活動の進捗状況及び今後の取組みについてご報告いただきます。それでは、大倉様、よろしくお願ひいたします。

「東日本大震災における 動物保護活動報告(福島)」

平成29年9月29日

環境省 動物愛護管理室

皆さんこんにちは。環境省動物愛護管理室の大倉です。只今岩手県、宮城県における東日本大震災の動物保護の取組みについてお話しいただきました。環境省から東日本大震災における福島の被災動物、特に警戒区域、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内に取り残された動物たちの保護活動についてお話をさせていただきます。今日お配りした案内パンフレットの中に資料を1枚入れておきました。去年の3月11日発災後から最近の状況について簡単にまとめている資料です。特に警戒区域内の被災ペットの取組みをご覧下さい。それではスライドを使いご報告させていただきます。

3月11日に震災が起こり、東京電力福島第一原子力発電所で事故が発生しました。その後同発電所から半径20km圏内に避難指示が出されました。急いで逃げられて、動物を置き去りにしたままの方もいました。その後4月22日警戒区域に設定されました。警戒区域に設定されたことで住民の皆様方も自由に帰れないという状態になりました。その後住民の一時帰宅が始まり、それとあわせ警戒区域の中に取り残された動物たちを保護してきました。警戒区域という放射能の厳しい所でしたので、行政、福島県と環境省が協力し、他の自治体や緊急災害時動物救援本部などのご協力もいただきながら、本日まで警戒区域内の動物の保護活動を行ってきました。今日も警戒区域内から動物を保護する活動を続けています。その保護活動が現在どうなっ

ているか状況をお話しします。

今までの活動をまとめてみると、警戒区域設定後犬猫合わせて約750頭保護しています。保護してきた動物については、福島県にあります一時収容施設、シェルターで保護しています。現在でも約260頭の動物がいて、飼い主への返還や新しい飼い主を見つけるための譲渡活動を福島県などとともに一生懸命取り組んでいます。

警戒区域内における犬猫の保護活動の 進捗状況及び今後の取組 ①

1 警戒区域内における犬猫の保護

- ① 継続的な保護活動の実施
福島県は、住民からの依頼や目撃情報等に基づき、保護活動を継続中
- ② 一斉保護活動の実施
 - ア 生息状況調査(7月31日～8月9日)
自動撮影による生息状況の確認
 - イ 飼い主への保護依頼調査(8月16日～8月31日)
保護依頼を出している飼い主への意向調査の実施
 - ウ 一斉保護活動の実施(9月7日～10月2日予定)
生息状況調査及び飼い主への保護依頼調査の結果を踏まえ、保護活動の実施



それでは最近の状況、今年度の保護活動と保護してきた動物をどのように取り扱っているのかについて、お話しします。

まず、警戒区域の中からどうやって犬猫を保護してきているかについてお話しします。福島県の保健所が住民からのご依頼や目撃情報により保護活動などを行っております。また環境省と福島県が協力して一斉の保護活動を行っております。そもそもどのくらいの動物がいたのか、どのくらいの動物が亡くなったのか、どのくらいの動物を保護すればいいのかははっきり分からないのですが、飼い主の方が保護を希望されている数ですとか、事前にカメラを設置してどのくらい生息しているか調査をしつつ保護活動を行っております。

生息状況調査は、約10日間行いました。その結果数十頭の動物がカメラに写っていました。もう少し多くいるかと思っておりましたが、意外と少ない結果になりました。

また、住民の一時帰宅に合わせ犬猫の保護を要望されて

いた住民の方で、現在の警戒区域内の住民の方が約1,000人いらっしゃいまして、その方々に確認したところ、約300名の方がまだ保護していただきたいという要望がありました。

こうした生息状況調査や飼い主の方からの依頼を踏まえまして一斉保護活動を行っています。今警戒区域に指定されているのは4つの町ですが、そこに約40か所のポイントを置きまして、そこで捕獲の檻を仕掛け、動物たちをおびき寄せて保護するという作業を行っています。スライドは3月に行った一斉保護活動の写真で景色が少し違いますが、このようにして作業を続けています。現在、100頭余り保護している状況です。

警戒区域内における犬猫の保護活動の進捗状況及び今後の取組 ④

③犬猫の返還、譲渡等について

- ・犬猫の返還、譲渡の取組
福島県動物救護本部等により、返還、譲渡を推進
保護した犬猫については、福島県動物救護本部のホームページ等で公示を行い、元の飼い主等を探す。
 - ・飼い主意向調査の実施
現シェルターに動物を預けている者にシェルター管理者から連絡、意向確認
- 3 犬猫の内部被ばく量調査
- 犬猫の譲渡の推進等のため、放射線専門家との情報交換等を予定



警戒区域内における犬猫の保護活動の進捗状況及び今後の取組 ②

2 警戒区域から保護した犬猫の取扱

①これまで保護した犬猫の取扱



これまで保護した犬猫については、2カ所の福島県シェルターに收容。



こちらは三春シェルターの写真です。保護した動物は、シェルター内の部屋に收容しています。下の写真のように屋外に出して、その間にスタッフさんが掃除を行うなどといったシェルター管理を行っています。

警戒区域内における犬猫の保護活動の進捗状況及び今後の取組 ③

これまでに保護した犬猫や今後予定している一斉捕獲により保護する犬猫を收容するため、7月26日に現シェルター（三春シェルター）の敷地内に、犬猫合わせて約200頭を收容可能な施設を環境省が整備。



②シェルターの運営管理

福島県及び環境省シェルターの運営管理については、福島県動物救護本部、環境省等により実施



なかなか保護した動物の数が減らないという事で、この7月に仮設シェルターを整備しています。三春シェルターよりは軽微な施設ですが、これが猫舎の様子です。

保護した動物たちは基本的に飼い主への返還を行っていますが、正直なかなか進んでいないのが現状です。飼い主がいらっしゃるのに住宅の関係で飼えなくてシェルターに置かざるを得ないということもあるなど正直返還も進んでいません。飼い主の方には、動物が不自由な生活をしているのでどうか引き取っていただけませんかとお話していますけれども、それもなかなか進んでいない状況です。また、新しい飼い主を探すということでいろいろ譲渡活動も進めていますけれども、あまり進んでいない状況です。

警戒区域から動物を保護するということと合わせまして、こうした動物たちの不自由な状況をなるべく解消していきたい、返還や譲渡を進めていきたいというのがこれからの大きな仕事になっていくと思います。その際、この警戒区域に取り残された動物たちについても、外部被ばくのスクリーニングをしていますけれども、内部被ばくについてはどうかということで、どのような調査が出来るか検討しています。結果的に1頭でも多く飼い主、新しい飼い主に返還譲渡を進めていきたいと思っています。

以上が取り組みの主な概要ですが1つ皆様にお願ひがあります。こうした報告をしますと「では私は何をすればいいの」とよく言われます。皆様方がこうした地域に行って活動するというのは限られてくると思います。今日は入口に募金箱を置かせてもらっていますが、お金に余裕がないと募金をする事もできません。あるいは犬を引き取りたいけれどもアパートで飼えない等、やはりなかなか難しいというのが現状だと思います。そうした中で誰にでも簡単にできることがあります。それは、こうした活動を1人でも多くの方に伝えてもらいたいということです。保護活動の現状などを伝えることによって、伝わった方がもしかしたら動物を飼える人がいるかもしれない。そういった輪が広がるかもしれない。1人でも多くの方に伝えることで活動を風化させない、まだまだこういった活動が継続されているという事を広めていただければ幸いです。短時間で走るような報告になってしまいましたが、これで報告を終了します。どうもありがとうございました。